

沼津市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について

沼津市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年6月3日提出

沼津市長 頼 重 秀 一

沼津市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

沼津市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和41年条例第39号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項第1号イ中「165,140人」を「166,570人」に改め、同号ウ中「2,572.10ヘクタール」を「2,774.70ヘクタール」に改め、同号エ中「93,610立方メートル」を「94,800立方メートル」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

「提案理由」

公共下水道事業の事業計画の変更に伴い、当該事業に係る処理人口等を改めるものである。